

税制調査会の運営について

平成21年10月8日

(会議)

第1条 税制調査会の会議(以下「会議」という。)の日時及び場所は、会長が定める。

第2条 会議において発言しようとする者は、議事を整理する財務副大臣又は総務副大臣の許可を受けなければならない。

(代理出席)

第3条 各府省に置かれる副大臣のうち税制を担当する者としての委員が欠席する場合には、会長は、その都度、当該府省の長の申し出に基づき、当該府省の他の副大臣又は大臣政務官に対し、出席を求めることができる。

(公開)

第4条 会議は、原則として傍聴及びインターネットを利用した中継により公開する。

2 傍聴者、傍聴場所、傍聴手続等については、別途会長の定めるところによる。

(議事録等)

第5条 公開した会議の議事録及び提出資料は、公表する。

(随行)

第6条 委員及び関係者の随行は、会長が認める人数に限り認めるものとする。

(企画委員会)

第7条 第1条、第2条及び前条の規定は、企画委員会の議事について準用する。この場合において、第2条中「財務副大臣」とあるのは「主査」と、「総務副大臣」とあるのは「主査代理」と読み替えるものとする。

(協議)

第8条 会長は、税制調査会及び企画委員会を運営するに当たっては、あらかじめ、会長代行に協議するものとする。